

社会福祉法人希望館

デイサービス六郷友の家・指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人希望館が開設するデイサービス六郷友の家（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービス六郷友の家
- 二 所在地 群馬県高崎市下小島町76番地5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 1名 (常勤職員、兼任含む)
看護職員 看護師 1名 (常勤職員、兼任含む)
介護職員 2名以上 (常勤職員、非常勤職員兼任含む)
機能訓練指導員 1名 (常勤職員、兼任含む)
- 三 事務職員 1名 (常勤職員、兼務)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、当法人の就業規則に準じて定めるものとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし臨時休館日のあることがある。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 契約書別紙の通り

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市全域とする。
(旧倉渕村、旧吉井町、旧新町、旧榛名町を除く)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 主治医から投薬を受けている方で、当デイサービスに在る間に服薬する場合は薬を持参のこと。
- 三 通常おむつ等を使用されている方は、交換分を持参のこと。(下着類の用意も)
- 四 入浴を希望される方で着替えをしたい場合は、着替え分を持参のこと。尚、タオル、バスタオル等は当デイサービスで用意する。
- 五 食食物類（おやつ等）は、持ち込まないこと。
- 六 利用日に急に来られなくなった場合は、当日の朝8時30分までに連絡すること。
- 七 持参する品物は必ず名前を記入のこと。(上履きなど)
- 八 貴金属類、現金等の持ち込みはご遠慮下さい。万一紛失しても責任は負いません。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年 3 月及び 9 月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条

1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は、本法人が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。